

先方負担・謝金等について

○令和6年11月1日から、オンラインでの依頼に変わりました。

○令和4年11月29日から、短期間の兼業(※)につきましては、依頼状の提出が不要となりました。

※短期間の兼業(以下のいずれかの場合)

①1日限りのもの。

②2日以上6日以内の場合で、総時間数が10時間未満のもの。

○令和3年4月より兼業の取扱いが一部変わりました。

・依頼状の押印・署名が廃止されました。

・原則、兼業許可にあたっての文書回答は省略します。

○それ以外の兼業についてはこれまでと変更ありません。

●先方負担(自宅自宅発着) 謝金の有無にかかわらず、有給、または欠勤で対応
旅行伺いは不要
なぜなら 他所での用務しかしないため京大用務の事務とは無関係

●先方負担(大学用務をしてから移動) 謝金の有無にかかわらず、
旅行伺いは不要
なぜなら、一度出勤しているので、他用務について触れる必要はない

●先方負担(自宅発着・大学発着) 先方負担先で頼まれた用務以外に大学の用務
(自身の研究に関する情報収集等) がある場合は
旅行伺いが必要
なぜなら、先方負担先で大学の用務もするため